

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



モラハラ被害による離婚のポイント（別居と証拠）

近年、モラハラ（モラルハラスメント）の被害による離婚のご相談・ご依頼を数多くお受けしております。今回のニュースレターでは、モラハラ被害による離婚のポイントとして、別居と証拠を中心に解説させていただきます。

1 モラハラとは

モラハラとは、身体的暴力を伴わない、言葉や行動・態度による精神的いじめのことを言います。精神的暴力・精神的虐待とも言われます。モラハラの具体例としては、些細なことで不機嫌になったり、怒鳴ったり、無視をしたりするなどの言動が挙げられます。また、体調不良なのに家事をするように要求したり、懇親会・同窓会への参加を阻止しようとしたりする、家計簿を付けさせて支出項目を細かくチェックし、常識的な支出についても文句を付けたりするなども、モラハラに該当します。

2 モラハラ被害と別居

夫婦双方が離婚に合意するのであれば、問題なく離婚をすることができます。しかし、モラハラの加害者に離婚を拒否されると、民法に定められた法律上の離婚原因に該当する必要があります。民法770条1項5号の「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当する必要があります。相当ひどいモラハラを証拠によって裏付ける必要があります。モラハラの証拠については後述しますが、証拠が乏しいケースも少なくありません。そこで有効となるのが別居に踏み切ることです。家を出ることでモラハラの被害から逃れることができますし、長期間別居が続けばその事実をもって「婚姻を継続し難い重大な事由」があると判断されるようになります。どの程度の別居期間が必要かは夫婦の状況によりますが、いつかは必ず離婚できるという状況を作れますし、相手方が夫婦関係の継続を諦めて離婚に向けてスムーズに進むようになることも多いです。

3 モラハラの実態を裏付ける証拠

モラハラの加害者が非を認めることはまずありません。そこでポイントとなるのが証拠です。モラハラの証拠としては、モラハラの言動を録音した音声データ、LINEなどの記録、モラハラの物的証拠（例えば、壁やドア、物に当たって壊した時の写真など）は有力な証拠となり得ます。うつ病などの精神疾患にかかったことの診断書、モラハラに関する記載のある日記帳やメモなども考えられますが、証拠価値は高くありません。モラハラの実態を証拠により裏付けられるのであれば、慰謝料を請求できる可能性が高まりますが、有力な証拠が手元にない場合も少なくありません。実際には、慰謝料請求よりも早期の離婚成立に注力すべき事案も多いです。モラハラの加害者と直接やり取りすることは、精神的な負担が大きいのが通常です。皆様の周囲にモラハラ被害でお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ当事務所をご紹介ください。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス 代表社員弁護士：木村哲也

電話番号 0120-146-111 受付時間：午前9時～午後5時

青森県弁護士会所属

青森支店【青森シティ法律事務所】

八戸本店【八戸シティ法律事務所】

〒030-0823 青森市橋本2丁目13番5号 グランスクエア青森3階 〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階